

岐阜市保環号外  
平成19年7月13日

各施設長 様

市民健康部長

岐阜市関連公共施設における薬剤の使用について（依頼）

平成19年7月11日、化学物質過敏症の方から市内の公共施設において殺虫剤散布が原因と考えられる健康被害にあったとの申し出がありました。

化学物質過敏症とは、極めて微量の化学物質により健康被害をうける症例であり、保健所におきましても「ちょっと待て住宅地などでの農薬散布：平成17年9月1日 広報ぎふ」や市内公共施設に「香料（香水・整髪料など）自粛のお願い」のポスターを掲示するなど、市民の皆さんに対し使用の自粛をお願いしてまいりました。

つきましては、岐阜市関連公共施設において、殺虫剤等の薬剤を使用される場合は、「住宅地等における農薬使用について：農林水産省」等の国の通知、総合防除の考え方に基き、市民の健康への影響を十分配慮され、使用されますようお願いいたします。